2　平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十九号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第七十一条の十の二第一項に規定する貨物割の税率の特例措置（以下この条において「貨物割の税率の特例措置」という。）に係る旧法第七十一条の十の二第一項に規定する貨物割の税率（以下この条において「旧貨物割の税率」という。）により当該旧地方税法第七十二条の百四第一項に規定する貨物割に係る還付金等（以下この条において「還付金等」という。）を還付する場合には、当該還付金等の額の百分の二十五に相当する額（当該還付金等の額が当該還付金等に係る旧貨物割の税率により算定した貨物割の額の百分の二十五に相当する額に満たない場合には、当該還付金等の額）を控除して、当該還付金等に相当する額を加算した額	同年十月及び十一月
第三十五条の十七第二項	当該各徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月
	の二十二分の十	との合計額の十七分の十
第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四	平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月
	還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に係る旧貨物割の税率により算定した貨物割の額の百分の二十五に相当する額との合計額（当該還付金等の額が当該還付金等に係る旧貨物割の税率により算定した貨物割の額の百分の二十五に相当する額に満たない場合には、当該還付金等の額）と同年十月及び十一月
	当該徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月

	額）	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として
附則第六条の十一第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該旧地方税法附則第九条の七の規定による譲渡割の税率の特例措置（以下この条において「譲渡割の税率の特例措置」という。）に係る旧法附則第九条の七第一項に規定する譲渡割に係る旧法附則第九条の七第一項に規定する譲渡割の額（以下この条において「旧譲渡割の額」という。）に相当する額を加算した額
	当該各徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月
	の二十二分の十	との合計額の十七分の十
附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七	平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の七第一項に規定する譲渡割に係る旧法附則第九条の七第一項に規定する譲渡割の額（以下この条において「旧譲渡割の額」という。）に相当する額を加算した額
	還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に係る旧譲渡割の税率の特例措置により算定した譲渡割の額に相当する額との合計額（当該還付金等の額が当該還付金等に係る旧譲渡割の税率の特例措置により算定した譲渡割の額に満たない場合には、当該還付金等の額）と同年十月及び十一月
	当該徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月
	額）	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として
	還付金等が当該徴収取扱費算定期間内に	